

事 務 連 絡
平成 26 年 8 月 8 日

関係各位

厚生労働省保険局医療課

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関における
データ提出加算の取扱いについて

標記について、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知するとともに、別添関係団体等に協力を依頼しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本私立歯科大学協会
一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益財団法人日本訪問看護財団
独立行政法人国立病院機構本部
独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国際医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人地域医療機能推進機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
公益社団法人国民健康保険中央会
社会保険診療報酬支払基金
警察庁長官官房給与厚生課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省高等教育局私学行政課
文部科学省初等中等教育局財務課
防衛省人事教育局
各都道府県後期高齢者医療広域連合
大臣官房地方課
医政局国立病院課
労働基準局労災補償部補償課
保険局保険課
社会保険研究所
公益財団法人日本医療保険事務協会

保 医 発 0 8 0 8 第 5 号
平 成 2 6 年 8 月 8 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年7月22日に提出すべき平成26年4月から6月分のデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年9月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

保険医療機関名	適用期間
埼玉県行田市持田376番地 社会医療法人 壮幸会行田総合病院	平成26年9月1日から 平成26年9月30日まで
東京都品川区東大井6-3-22 東芝病院	
東京都八王子市暁町1-48-18 右田病院	
神奈川県横浜市泉区西が岡1丁目28-1 社会福祉法人 親善福祉協会 国際親善総合病院	
山梨県南アルプス市西野2294-2 医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	
大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5-7 大阪市立大学医学部附属病院	

保険医療機関名	適用期間
大阪府高石市綾園1丁目14-25 医療法人良秀会 高石藤井病院	平成26年9月1日から 平成26年9月30日まで
福岡県大牟田市今山2324-1 医療法人 親仁会 米の山病院	
福岡県大牟田市大字田隈950-1 杉循環器科内科病院	
鹿児島県霧島市国分中央3丁目22-18 国分生協病院	
沖縄県那覇市天久1000番地 医療法人おもと会 大浜第一病院	